

# ごみ出し困難者支援事業のご案内

ごみと資源物しげんぶつを収集場所しゅうしゅうばしょに出すことが困難こんなんな世帯せたいを対象たいしょうに、市が玄関等しげんかんとうから収集しゅうしゅうし、日常生活にちじょうせいかつの負担ふたんを減へらします。

対象世帯たいしょうせたいは、家族かぞく・自治会じちかい・ご近所きんじよの方等かたなどの協力きょうりよくを得ることができず、次の4つのいずれかに該当がいたうし、かつ、介護かいご保険法ほけんほうまたは障害者総合支援法しょうがいしゃそうごうしえんほうに基づく居宅サービスきょたくサービスを利用りようしている方かたのみで構成こうせいされる世帯せたいです。

- ① 要介護1以上ようかいご いじょう にんていの認定うを受けている方かた
- ② 身体障害者手帳1級しんたいしょうがいしゃてちょう きゅうまた又は2級きゅういじょう以上の方かた
- ③ 療育手帳A1、A2判定りょういくてちょう はんていを受けている方かた
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅうの方かた

※ 申し込みもうこから収集開始しゅうしゅうかいしまでの流れながは裏面うらめんにあります。



お問合せ先

始良市役所 生活環境課

0995-66-3189

# もう こ 申し込みから しゅうしゅうかいし 収集開始までの なが 流れ

お問合せ

まずはお問合せください。対象になるかなど、  
ご説明します。

申し込み

お問合せいただいた方に申請書をお渡しします。  
記入の上、提出してください。

書類審査

要件等の確認を行います。

現地調査

日時を調整の上、担当職員がお伺いして、  
排出場所などの確認を行います。

決定

現地調査等の結果に問題が無い方には、利用者として  
決定通知書を送付します。

収集開始

決定通知に記載されている日から収集が始まります。

お問合せ先

始良市役所 生活環境課

0995-66-3189